被災地からの報告(福島県)

ふくしま復興共同センター　斎藤富春

１．台風19号と豪雨災害への対応

昨年10月の台風19号とその後の豪雨災害は、全国一多い死者32人（その後の関連死を含め38人）など県内各地に甚大な被害をもたらしました。被災から1年がたちますが、避難所以外（親戚・知人、公営住宅など）への避難者は、10月13日現在、1,783世帯、3,948人となっています。

ふくしま復興共同センター(以下、復興共同センター)の加盟団体と地域センターは、それぞれの構成員、住民の安否・被害状況の確認や被災者・避難者の救援・復旧活動に全力をあげました。郡山センターは避難所での炊き出しや支援物資の配布などに取り組み、喜ばれました。

復興共同センターは、活動の中で寄せられた避難所生活の改善、災害認定や今後の住まいの確保、生活再建に向けた要望について、「要望書」にまとめ、昨年12月19日に福島県に要請しました。要請の中で、国の支援金の対象外の半壊以下の床上浸水の世帯に、特別給付金（見舞金）を支給する県独自の制度を設けることが明らかにされました。なお、被災者生活再建支援法については、来年の通常国会で、半壊世帯も対象にする方向で法改正が実施される見通しとなっています。この間の運動の成果です。

２．原発事故から10年を迎える福島県の状況

(1)福島県の発表（10月5日）では、避難者数は37,000人（県内7,471人、県外29,516人、避難先不明13人）です。過酷な避難生活の中で亡くなった震災・原発事故関連死は2,315人（直接死は1,605人）、震災関連自殺者は118人と増え続けています。災害・復興住宅での孤独死も42人にのぼります。

住宅の無償提供が継続しているのはわずか1,700人で避難者全体の5％に過ぎません。県は、国家公務員宿舎に避難する世帯に2倍の家賃を課し、うち4世帯の退去と家賃支払いを求めて裁判に訴えています。

被災県民が被った損害に対する東電の賠償は、ほぼ打ち切られ、商工業者に続き農林業も3年分を将来分として一括賠償し、追加賠償は基本的に認めない方針とされています。

(2)避難指示が解除された区域12市町村の居住状況（2020年7月27日、福島県まとめ）は、住民登録数46,192人に対し、居住者数は14,043人で、30.4％にとどまり、多くの住民が帰還していません。戻った住民のみなさんも、買い物、病院、交通など日常生活での不便をかかえながら生活を送っています。

　また、広範囲に残された帰還困難区域には復興再生拠点を定め、除染やインフラ整備など避難指示解除に向けた環境整備がすすめられています。しかし、今年の6月、国は突然、帰還困難区域の「除染なき避難指示解除」の方針を示しました。これまでの国の避難指示解除要件からも逸脱する、まさに責任放棄であり容認することはできません。

(3)今年2月、政府の小委員会は、2022年夏ごろには敷地もタンクも満杯になるとして、トリチウム汚染水を基準値未満に薄めて海洋放出する案を「現実的な選択肢」とする報告書をまとめました。

しかし、海洋放出が行われることになれば、漁業はもちろん農業、林業、観光など復興にむけてとりくんできた努力が振り出しに戻ってしまうことなどから、海洋放出に反対や慎重な対応を求める意見書が、10月7日現在、県議会と41市町村議会(県内59市町村の7割)で採択されています。

復興共同センターも参加する「原発のない福島を！県民大集会実行委員会」が取り組んだ「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名」は、8月27日に20万3389人分、10月2日に22万4655人分、合計42万8044人分を国に提出しました。さらに、10月14日には、海洋放出への賛否の言及を避け続けている福島県知事に、反対の意思を表明するよう要請しました。

(4)生業訴訟の控訴審判決が、9月30日、仙台高裁で示されました。仙台高裁は、一審の福島地裁判決に続き国と東電の責任を認めるとともに、原告に対し一審の2倍となる約10億1,000万円の支払いを命じました。今回の判決は一審判決に続き、原発事故についての東京電力及び国の法的責任を明確に認め断罪し、さらに原告の被害の訴えを正面から受け止めた画期的な判決です。また、高裁段階では初めて国の責任を認める判決となりました。

　判決では、事故について「少なくとも2002年末頃までには、10ｍを超える津波が到来する可能性について認識し得た」として予見可能性を認め、結果回避可能性についても建屋の水密化等により事故を防ぎ得たとして国と東京電力の過失責任を認めました。

しかし、東京電力は判決を不服とし上告、これを受け原告も上告、たたかいの舞台は最高裁に移りました。

３．これからの取り組み

今後の方針として、復興共同センターは、「原発をなくす全国連絡会」に結集し、原発事故から10年…「福島の真の復興と原発ゼロ基本法の制定をめざす大運動」(2020年11月～2021年10月)に取り組みます。